

利用者負担の軽減制度

該当すると思われる方は、安城市役所 高齢福祉課 介護給付係にご相談ください。

問い合わせ先 0566-71-2226 (直通)

1 居住費・食費の軽減

所得の低い方の施設利用が困難とならないように、居住費・食費の負担を軽減する制度

介護保険3施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)やショートステイを利用した場合、以下の対象要件を満たす人であって、以下の表の第1～第3段階の人は、自己負担が負担限度額までとなり、負担が軽減されます。 **負担の軽減を受けるためには、申請が必要です。**

対象要件 世帯全員が市民税非課税であって、預貯金等の額が、配偶者がいない場合は1,000万円以下、配偶者がいる場合は2,000万円以下の人及び生活保護受給者

※ 配偶者(内縁関係含む)については、世帯分離をしている場合でも、所得及び資産を含めて勘案します。

負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階(対象者)		負担限度額				食費 (日額)
		居住費(日額)				
		ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型 個室	多床室	
第1段階	・生活保護の受給者 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	世帯全員が市民税非課税 本人の合計所得金額+課税年金収入額+遺族・障害年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	第1、第2段階以外の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円
基準費用額(日額)		1,970円	1,640円	1,640円 (1,150円)	370円 (840円)	1,380円

※ () 内の金額は、特別養護老人ホームや短期入所生活介護を利用した場合の金額

申請時に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 被保険者及び配偶者のすべての預貯金等(※)の写し等
(※)預貯金、有価証券、金・銀、投資信託、タンス預金(現金)、負債(預貯金等から差し引いて計算)

2 社会福祉法人による軽減

所得が低く、生計が困難な人に対し、軽減を実施している社会福祉法人が行うサービスを利用したときの自己負担を軽減する制度 **負担の軽減を受けるためには、申請が必要です。**

対象者 世帯全員が市民税非課税であって、以下の要件のすべてを満たす人及び生活保護受給者

- 年間収入が単身世帯では150万円、その他の世帯では世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- 預貯金等の額が単身世帯では350万円、その他の世帯では世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- 負担能力のある親族等に扶養されておらず、介護保険料を滞納していないこと。

対象 介護サービスに係る利用者負担額、居住費、食費（日常生活費は含まない。）

- 介護福祉施設サービス、●訪問介護※、●通所介護※、●短期入所生活介護※、●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、●定期巡回・随時対応型訪問介護看護、●夜間対応型訪問介護、●地域密着型通所介護、●認知症対応型通所介護※ ●小規模多機能型居宅介護※、●看護小規模多機能型居宅介護、●介護予防訪問サービス、●介護予防通所サービス

※は介護予防サービスを含む。

軽減割合 1／4軽減（老齢福祉年金受給者は1／2軽減）

※1 旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者については、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額についてのみ軽減の対象。

※2 生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額についてのみ全額軽減。

※3 介護福祉施設サービス、短期入所生活介護※、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る食費、居住費等については、特定入所者介護（予防）サービス費が支給されている場合に限る。

申請時に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 世帯全員の前年（1月～7月申請の場合は前々年）の収入状況がわかるもの（源泉徴収票・確定申告の写し等）
- ③ 世帯全員のすべての預貯金等（※）の写し（（※）預貯金（貯金1年間の出し入れが記載されたもの）、有価証券、社内預金等）

3 生計困難な人に対する軽減

所得が低く、生計が困難な人に対し、在宅サービスを利用したときの自己負担を軽減する制度
安城市独自の軽減制度 **負担の軽減を受けるためには、申請が必要です。**

対象者 以下の（1）、（2）のどちらかに該当する人

- （1）老齢福祉年金の受給権を有しており、世帯全員が市民税非課税の人
- （2）前年の収入額が103万円以下であって、かつ、当該収入額と生計同一者の収入額の合計額が164万円以下の人

ただし、以下のいずれかに該当する人は対象外

- 生活保護受給者
- 預貯金等の額が、単身世帯では350万円を超える人、その他の世帯では生計同一者が1人増えるごとに100万円を加算した額を超える人
- 市民税課税者又は生計同一者に市民税課税者がいる人
- 市税等の滞納者又は生計同一者に市税等の滞納者がいる人
- 日常生活に供する資産以外に活用できる資産を有している人又は生計同一者が日常生活に供する資産以外に活用できる資産を有している人

対象 介護サービスに係る利用者負担額

- 訪問介護※、●訪問入浴介護※、●訪問看護※、●訪問リハ※、●通所介護※、●通所リハ※、●短期入所生活介護※、●短期入所療養介護※、●居宅療養管理指導※、●福祉用具貸与※、●定期巡回・随時対応型訪問介護看護、●夜間対応型訪問介護、●地域密着型通所介護、●認知症対応型通所介護※、●小規模多機能型居宅介護※、●看護小規模多機能型居宅介護、●介護予防訪問サービス、●介護予防通所サービス

※は介護予防サービスを含む。

軽減割合 5／10軽減

申請時に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 被保険者及び生計同一者全員の前年（1月～7月申請の場合は前々年）の収入状況がわかるもの（源泉徴収票・確定申告の写し等）
- ③ 被保険者及び生計同一者全員のすべての預貯金等（※）の写し（（※）預貯金（貯金1年間の出し入れが記載されたもの）、有価証券、社内預金等）